

計画の概要（素案 p. 1～）

- 策定に当たって
 - 長期総合計画は、本市の最上位の計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画です。
 - 「第五次長期総合計画（基本構想・前期基本計画）」を令和3年3月に策定し、将来都市像に掲げた「人と人との絆をつむぐ 誰もが活躍できるまち むさしむらやま」の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進してきました。
 - この間、人口減少、社会保障費の増加、公共施設等の老朽化、デジタル化への対応やDXの推進、カーボンニュートラルやGXの推進など、社会潮流の変化や複雑化・多様化する行財政需要に的確に対応したまちづくりが求められています。
 - このような情勢を踏まえ、市民や事業者等との協働によるまちづくりを推進するため、前期基本計画に続き、基本構想の目標年度である令和12年度までの行政運営の目標や基本的な方針、主要施策等を明らかにした後期基本計画を策定します。
 - また、目指す方向性の整合性を確保し、一貫性のある行政運営につなげるため、「国土強靭化地域計画」及び「デジタル田園都市構想総合戦略」を一体的に策定します。

・ 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

・ 長期総合計画の構成

① 基本構想

本市のまちづくりの基本理念と、目標とする将来都市像を示し、その達成に向けて必要な施策の基本の方針を定めたもの

② 基本計画

基本構想で示した将来像を具体化するために、分野ごとの方針や施策などを総合的・体系的に定めたもの

③ 実施計画

基本計画で示した各施策について、効果的に推進するために具体的な年次計画を定めたもの

原則として、3年分の計画を社会情勢や財政状況等の変化を踏まえて、毎年ローリング方式で見直しを実施



社会潮流とまちづくりの課題（素案 p. 16～）

今後のまちづくりに当たっては、社会潮流の変化に柔軟に対応するとともに、本市が抱えるまちづくりの課題を解決していく必要があります。後期5年を展望した本市のまちづくりを推進するに当たって取り組むべき課題として、次の8つのテーマを設定しています。

- ① 人口減少・少子高齢化への対応
- ② 子ども・子育て施策の更なる推進
- ③ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の進展
- ④ 多様性（ダイバーシティ）が増す価値観やライフスタイル
- ⑤ 持続可能な社会づくりに向けた取組の強化
- ⑥ 安全・安心に向けた意識の高まり
- ⑦ 多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくり
- ⑧ 厳しさを増す行財政運営

各施策の方向性（素案 p. 43～）

第1章 市民との協働による地域振興（P 43～）

- 個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域のつながりの希薄化が進行している背景を踏まえ、市民や事業者等の多様な主体と協働し、まちづくりを進めていくことが重要です。
- また、協働に当たっては、市が市政情報を積極的に共有し、共通認識をもった上で、多様化・複雑化している地域課題に取り組んでいくことが理想的なまちづくりの姿であると考えます。
- こうした考えを踏まえ、様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し、行動することができるまちづくりを進めていきます。
- また、市民に対して市政情報を共有し、市政への参加を促進することで、市民と市が一体なった協働による地域振興を推進します。

【施策の体系】

第1節 コミュニティ

- 1 地域コミュニティ
- 2 交流

第2節 パートナーシップ

- 1 情報共有
- 2 市民参加と協働

第2章 健康で明るく暮らせるまちづくり（P 57～）

- 市民が健康に関心を持ち、大人から子どもまでの幅広い層が日常生活の中で健康づくりに取り組み、次世代を担う子どもたちが健やかに育つことができる環境の実現を目指すとともに、医療体制の確保などにより、高齢者や障害者が生きがいや希望をもって暮らし続けられるよう、地域と一緒に誰もが健康で明るく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

【施策の体系】

第1節 健康・医療

- 1 健康づくり
- 2 医療・救急
- 3 社会保障制度

第2節 福祉

- 1 地域福祉
- 2 子ども・子育て支援
- 3 高齢者福祉
- 4 障害者福祉
- 5 生活支援

第3節 むらし

- 1 消費生活
- 2 雇用

第3章 安全で快適なまちづくり（P103～）

- 発生が懸念される首都直下地震をはじめとした大地震や、気候変動等が影響し近年多発している台風、局地的な集中豪雨、土砂災害等の自然災害による被害の軽減を図るとともに、災害対応の体制の充実に努めます。
- また、市民が安心して住み続けることができるよう、都市基盤に関する取組を推進し、生活環境が整備された安全で快適なまちづくりを進めています。

【施策の体系】

第1節 安全・安心

- 1 災害対策
- 2 消防体制
- 3 交通安全
- 4 防犯対策

第2節 都市基盤

- 1 都市づくり
- 2 道路
- 3 住宅・宅地
- 4 下水道
- 5 廃棄物処理とリサイクル

第3節 地域交通

- 1 多摩都市モノレール
- 2 地域交通

第4章 誰もが学び活躍できるまちづくり（P145～）

- 一人一人が互いを尊重し、豊かな心を持ち、個性と能力を發揮し、協力し合える地域社会づくりを進めるとともに、生きる力や豊かな心、健康な身体を育み、自己の充実と生活の向上の実現を目指して、学ぶ機会の充実に努めます。
- また、性別や年齢に関係なく、様々な人が学習やスポーツに親しむことができる環境づくりを行い、誰もが学び活躍することができるまちを目指します。

【施策の体系】

第1節 人権

- 1 人権・平和
- 2 男女共同参画

第2節 教育

- 1 学校教育
- 2 生涯学習
- 3 スポーツ・レクリエーション

第3節 文化

- 1 市民文化
- 2 伝統文化・文化財

第5章 地域の特色をいかした自然と調和するまちづくり（P177～）

- 都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。
- また、市内産業の魅力を市内外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。
- さらに、本市の貴重な財産の一つである狭山丘陵の自然を保全するとともに、情報発信力の充実を図り、本市が有する景観や歴史等をいかした、自然と調和したまちづくりを推進します。

【施策の体系】

第1節 産業

- 1 農業
- 2 商・工業
- 3 観光

第2節 景観

- 1 都市景観
- 2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 地球温暖化対策
- 4 公害対策・環境美化

第6章 計画の推進に向けて（P211～）

- 社会経済情勢が変化を続け、市民の行政サービスに対する需要が複雑かつ多様化している中で、限られた財源で様々な行政課題に対応していくためには、社会経済情勢を見極め、市民のニーズを把握し、効率的かつ効果的な行政運営を推進していく必要があります。
- 自主財源の柱である市税収入の確保に努めるとともに、限りある財源の有効活用を図るなど、財源の確保に向けた取組を推進していきます。

【施策の体系】

第1節 行政運営

第2節 財政運営

第3節 広域行政

第7章 國土強靭化地域計画（P 225～）

- ・ 策定の趣旨
 - 国は令和5年に「國土強靭化基本法」を改正するとともに、新たな「國土強靭化基本計画」を策定し、ハード整備に加えソフト施策の推進方針が明確化されました。
 - 本市では、令和3年に「國土強靭化地域計画」を策定し、各種取組を推進してきましたが、引き続き、首都直下地震等に加え、台風や集中豪雨等による災害に備え、迅速な復旧・復興を図るため、「國土強靭化地域計画」を策定します。
- ・ 基本目標
 - ① 人命を最重要事項として最大限の保護が図られること
 - ② 生活インフラや行政等の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小に抑えられること
 - ④ 迅速な復旧復興に取り組むことができる体制が確保されること
- ・ 想定される自然災害
 - 【地 震】首都直下地震等（多摩東部直下地震、立川断層帯地震）
 - 【風水害】土砂災害、河川氾濫、都市型水害、竜巻
- ・ 推進目標
 - A あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
 - B 迅速な救助・救急、医療活動並びに避難生活環境と被災者等の健康を確保することにより、関連死を最大限防ぐ
 - C 必要不可欠な行政機能を確保する
 - D 経済活動の致命的な機能不全を回避する
 - E 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
 - F 社会・経済を迅速に、かつ持続可能な形で復興できる条件を整備する

第8章 デジタル田園都市構想総合戦略（P 249～）

- ・ 策定の趣旨
 - 国は「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」を策定し、その実現に向けて「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月に閣議決定しました。この戦略は、デジタルの力を活用し、地域の個性をいかしながら地方の課題解決と魅力向上を加速化・深化する方針を示しています。
 - 地方公共団体は国の総合戦略を踏まえ、地方版総合戦略を策定することが求められ、本市も社会情勢の変化に柔軟に対応するため、デジタル技術の活用の視点を取り入れた地域課題解決に取り組む総合戦略を策定します。
- ・ 基本目標・基本的方向

基本目標	基本的方向
① まちの魅力を向上させ、新たなひとの流れをつくる	1 戦略的な情報発信 2 創業希望者への支援 3 産業の振興と雇用の促進 4 時代のニーズに対応する農業の創造 5 個性豊かな観光施策の推進 6 利便性の高い公共交通網の形成 7 にぎわいと活力のある魅力的なまち・まちづくり
② 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援 2 子育てしやすいまちづくり 3 子どもの知力・体力の向上 4 教育環境の整備
③ 誰もが安心して暮らし続けられる地域をつくる	1 利便性の向上に向けたまちづくり 2 安心して暮らせるまちづくり 3 健康でいきいきと暮らせるまちづくり